

環境関連補助金等

名称	平成19年度 高知県豊かな環境づくり総合支援事業
対象団体	①市町村等 ②市町村等の長が必要かつ適当と認め補助を行う団体（以下「その他の団体」という）
対象事業	市町村等が、「循環型社会づくりビジョン」において「高知県が目指す循環型社会の方向性」に示す下の5つの基本的な方向性をもった事業で、循環型社会づくりにつながる効果が認められるハード事業及びソフト事業とする。 (1) 様々な生き物を育むことができる、豊かな自然を再生する事業。 (2) ゴミの発生抑制、再使用、再利用や散乱ゴミ対策に取り組む事業。 (3) 地球温暖化防止に関する事業。 (4) 環境学習の推進や環境活動のネットワークづくりを行う事業。 (5) 環境ビジネスに関する事業。 (6) (1)～(5)に共通する事業及び補助目的に沿った文化的環境等に関する事業を含む。 ただし、次のものは補助対象から除く。 ア 市町村等の庁舎等の公用施設の整備に係る事業 イ 国や県等の補助事業として採択された事業 ウ コンクリートによる3面張の生活排水路及び埋設排水管路の整備 エ 前年度採択事業と同じ事業内容が継続されている事業
助成額	100千円以上5,000千円まで
助成率	補助対象経費の2分の1以内
特記事項	補助金の交付先は、市町村等とする。
問い合わせ先	循環型社会推進課 〒780-8570 高知市丸ノ内1-2-20 TEL 088-823-9792

名称	山の学習支援事業費補助金（平成19年度）
対象団体	市町村、市町村（学校組合）教育委員会
対象事業	「総合的な学習の時間」において、年間をとおして森林環境学習を実践し効果が認められるもの。
助成率	定額
特記事項	補助金の交付先は、市町村等とする。
問い合わせ先	小中学校課 TEL 088-821-4638 〒780-8570 高知市丸ノ内一丁目7番52号

名称	生き生きこうちの森づくり推進事業費補助金（平成19年度）
対象団体	市町村、地域住民等で組織する団体
対象事業	森林と人との共生林に区分された、また区分された森林のうち、里山林、水辺林、景観林など森林と人がふれ合う森林として整備（人工林の強度間伐、荒廃竹林の改良、歩道の作設等）を行うもの。
助成率	定額（精算額の補助対象経費と知事が別に定める標準経費のいずれか低い額の10/10）
特記事項	市町村、地域住民等で組織する団体、森林所有者の合意をもとに作成し、森林環境保全基金運営委員会の検討を経て、知事の承認する生き生きこうちの森づくり推進事業実施計画書に基づき、森林と人とのふれ合う森づくりを行うもの。 （主な協定内容）市町村、森林所有者、地域住民等で組織する団体の三者で締結 ・森林の整備に関すること ・地域協働による維持管理に関すること ・10年間は皆伐しない ・一般県民への対象森林の解放
問い合わせ先	木の文化推進室 TEL 088-821-4586 〒780-0850 高知市丸ノ内1-7-52

名称	森林環境緊急保全事業費補助金（平成19年度）
対象団体	林業事業者等（森林組合、又は林業事業者等）
対象事業	水土保全林（保全型）に区分され、または区分される森林のうち、下記のいずれかに該当し、かつ一定のまとまりのある森林で緊急な整備を必要とするもの。 ・主要ダム等の上流域森林 ・指定取水源の上流域森林 ・保全対象施設（人家や公道等）の上部森林 ・上記のいずれかに準ずる森林
助成率	定額（精算額の補助対象経費と知事が別に定める標準経費のいずれか低い額の10/10）
特記事項	地域の林業事業者等が、緊急に整備を行う必要のある森林を所有する森林所有者の同意をもとに作成し、森林環境保全基金運営委員会の検討を経て、知事の承認する森林環境保全事業実施計画書に基づき、森林環境面の機能を高度に発揮する森づくりをおこなうもの。 （主な協定内容）以下の内容の協定を県、森林所有者、林業事業者の三者で締結 ・被圧木を優先して本数率で40%以上の植林木を間伐実施する ・10年間は皆伐しない ・県民の森林に対する理解を深めるための森林体験や学習への対象森林使用の協力
問い合わせ先	木の文化推進室 TEL 088-821-4586 〒780-0850 高知市丸ノ内1-7-52

名称	森林保全ボランティア活動推進事業費補助金（平成19年度）
対象団体	市町村、森林組合等
対象事業	森林保全ボランティア団体を設立する際の間伐用機械器具等の整備、及び県に登録した森林保全ボランティア団体がおこなう間伐 ①機械器具等の支給 ②間伐の実施に対して交付する地域通貨の精算
助成額	①補助限度額500千円 ②間伐の実施66千円/ha
助成率	定額
問い合わせ先	木の文化推進室 TEL 088-821-4586 〒780-0850 高知市丸ノ内1-7-52

名称	森林造成事業
対象団体	市町村、森林組合、生産森林組合、森林整備公社、森林施業計画作成主体等
対象事業	<p>1.森林環境保全整備事業</p> <p>①公的森林整備事業 市町村森林整備計画において、水土保全林に位置付けられた森林で、森林所有者から分収方式による森林施業の委託を受けた森林整備公社が行う植栽から間伐までの整備。</p> <p>②流域公益保全整備事業 市町村森林整備計画において、水土保全林に位置付けられた森林で行う植栽から間伐までの整備。</p> <p>③共生林整備事業 市町村森林整備計画において、森林と人との共生林に位置付けられた森林で行う植栽から間伐等の整備。</p> <p>④流域循環林整備事業 市町村森林整備計画において、資源の循環利用林に位置付けられた森林で行う植栽から間伐までの整備</p> <p>2.里山エリア再生交付金</p> <p>①居住地森林環境整備 居住地周辺の森林における防災、景観、森林とのふれあいなどに配慮した森林の整備</p>
助成額	知事が定める標準事業費の補助率以内
助成率	<p>1.森林環境保全整備事業</p> <p>①公的森林整備事業 知事が定める基準で査定した額の5/10</p> <p>②流域公益保全整備事業 知事が定める基準で査定した額の4/10</p> <p>③共生林整備事業 知事が定める基準で査定した額の7/10</p> <p>④流域循環林整備事業 知事が定める基準で査定した額の4/10</p> <p>2.里山エリア再生交付金</p> <p>①居住地森林環境整備 知事が定める基準で査定した額の4/10</p>
問い合わせ先	<p>安芸林業事務所 (0887-34-1181)</p> <p>中央東林業事務所 (0887-53-0655)</p> <p>嶺北林業振興事務所 (0887-82-0162)</p> <p>中央西林業事務所 (088-893-3612)</p> <p>須崎林業事務所 (0889-42-2371)</p> <p>幡多林業事務所 (0880-35-5977)</p> <p>林業改革課 (088-821-4602)</p> <p>各地域の森林組合</p>

名称	高知県緊急間伐総合支援事業
対象団体	市町村、森林組合、生産森林組合、森林整備公社、森林所有者等
対象事業	<p>①ふるさとの森整備事業 市町村森林整備計画において、水土保全林(保全型)に位置付けられた森林で行う間伐。(3~9齢級)</p> <p>②山でがんばる林業者支援事業 個人の森林所有者が行う除伐及び切捨て間伐。(3~9齢級)</p> <p>③資源循環林等整備事業 市町村森林整備計画において、資源の循環利用林及び水土保全林(活用型)に位置付けられた森林で行う間伐及び作業道の整備。(搬出間伐:7~9齢級、保育間伐:3~9齢級)</p>
助成額	知事が定める標準事業費の補助率以内(搬出間伐実施事業及び作業道整備事業については定額)
助成率	<p>①標準事業費の90%以内</p> <p>②標準事業費の80%以内</p> <p>③標準事業費の68%以内(搬出間伐実施事業及び作業道整備事業については定額)</p>
問い合わせ先	<p>安芸林業事務所 (0887-34-1181)</p> <p>中央東林業事務所 (0887-53-0655)</p> <p>嶺北林業振興事務所 (0887-82-0162)</p> <p>中央西林業事務所 (088-893-3612)</p> <p>須崎林業事務所 (0889-42-2371)</p> <p>幡多林業事務所 (0880-35-5977)</p> <p>林業改革課 (088-821-4602)</p> <p>各地域の市町村または森林組合</p>

名称	こうち安心の木の住まいづくり助成事業
対象団体	個人住宅の取得
対象事業	<p>①県の定める地域木造住宅基準及び高耐震住宅基準に適合すること</p> <p>②県産乾燥材を住宅の構造材に50%以上使用すること</p> <p>③「住宅金融支援機構融資住宅」、「性能保証住宅」もしくは「性能表示制度を利用する住宅」のいずれかであること</p> <p>④床面積70㎡以上の新築住宅であること</p>
助成額	<p>県産乾燥材の使用割合が</p> <p>①50%以上70%未満 : 延べ床面積1㎡当たり2,000円</p> <p>②70%以上 : 延べ床面積1㎡当たり3,000円</p> <p>*補助対象面積は①②とも延べ床面積(小数点以下切捨て)か、134㎡のいずれか少ない面積となります。</p> <p>*最高額40.2万円</p>
特記事項	*県の指定する「安心の木の住まい団地」へ建築する場合、20万円の団地加算有り。
問い合わせ先	<p>木材産業課 木材利用促進担当</p> <p>TEL088-821-4592 FAX088-821-4594</p> <p>〒780-8570 高知市丸ノ内1-7-52 (県庁西庁舎4階)</p>

名称	県産材利用推進事業費補助金
対象団体	学校法人、社会福祉法人、森林組合連合会、森林組合、農業協同組合連合会、農業協同組合、漁業協同組合、第三セクター、林業者等の組織する団体、住民等が組織する団体、任意団体等
対象事業	<p>1 公共的な空間の木造化・木質化を図るために必要な建築・土木工事に要する経費。</p> <p>2 木材の新たな用途・新商品の開発、販路の開拓、間伐材等を利用するモデル的な事業に要する経費。</p> <p>3 建築士が行う公共的な施設に対する木造化・木質化への専門的、技術的なアドバイス活動などに必要な経費。</p>
助成額	10,700千円
助成率	1/3以内・定額 (1,2の対象事業:補助限度額5,000千円/1事業体) (3の対象事業:定額350千円)
問い合わせ先	<p>高知県森林部木材産業課 木材利用促進担当</p> <p>TEL088-821-4591 FAX088-821-4594</p>

名称	こども・子育て応援事業費補助金
対象団体	法人又は任意団体
対象事業	(1) こどもの心育て体験事業 子どもたちの豊かな心や生きる力を育むために、地域の人材等を活かした文化、自然、社会体験などの活動を行う事業 (2) 地域子育て応援事業(対象外)
助成額	150千円(限度額) ただし、森林や山を守ることの重要性や豊かな森林への理解と関心を深める学習活動や体験活動などを含む事業は、200千円を限度とする。
助成率	定額
問い合わせ先	生涯学習課 TEL088-821-4897 〒780-0850 高知市丸ノ内1-7-52

名称	高知県環境保全型農業推進事業費補助金
対象団体	環境保全型農業を実践する生産者組織、農協等
対象事業	1 化学合成農薬低減に必要と認められる資材・設備等、太陽光パネル代替 エネルギー導入に要する経費 2 JAS有機の認定に要する経費 3 蒸気土壌消毒機・熱水土壌消毒機、たい肥散布機導入に要する経費 4 ISO14001等の認証を取得するために必要な経費
助成額	21,390千円
助成率	1/2以内、1/3以内、定額
問い合わせ先	環境農業推進課 TEL088-821-4545 〒780-0850 高知市丸ノ内1-7-52

名称	農地・水・環境保全向上対策(共同活動支援交付金)
対象団体	集落ぐるみでの共同活動実践組織(以下、「活動組織」という)
対象事業	過疎化、高齢化、混住化等の進行に伴い、適切な保全、管理が困難になった農業用水路や農道等の資源保全や、農村の自然環境、景観の保全等を農業者だけでなく、地域住民等も参画した活動組織が行う実践活動に要する経費 【農村環境向上活動】 ①生態系を保全する活動 (生物の生息状況調査や在来生物の育成等) ②水質を保全する活動 (水質モニタリング調査等) ③景観形成や生活環境を保全する活動 (農用地等を活用した景観形成活動等) などの、農村の環境を保全し、向上させる取り組み 【農地・水向上活動】 ・農地や農業用水等の資源を維持、保全する取り組み ※なお、「農村環境向上活動」と「農地・水向上活動」は併せて行うなど、一定の事業要件を満たすことが必要です。
助成額	定額 (対象農用地10アール当たり) 水田:4,400円 畑地:2,800円 草地:400円
助成率	定額
特記事項	事業主体 「高知県資源保全施策地域協議会」 (構成員 県、市町村、関係団体)
問い合わせ先	農業振興部農業基盤課 〒780-0850 高知市丸ノ内1-7-52 TEL088-821-4561

名称	平成19年度 学校給食用牛乳供給事業補助金
対象団体	・学校給食用牛乳を供給している学校 ・学校給食用牛乳を供給している学校を所管する市町村教育委員会 など
対象事業	学乳パックリサイクルの実施校、教育委員会等に対して ①講習会の開催 ②洗浄・乾燥ツール(水切りかご・バケツ)の支給 ③リサイクル実施校・再生工場への見学・視察 ④リサイクルノートの贈呈 ほか
助成額	特に制限はないが、補助元である農畜産業振興機構の計画承認が必要
助成率	全額補助(知事特認事業)
特記事項	【補助元】 独立行政法人 農畜産業振興機構 【事業主体】 高知県学校給食用牛乳供給事業推進協議会 ※県は、農畜産業振興機構より、当該事業の指導監督業務を受託している。パックリサイクルへの取組支援については、学乳事業のメニューには無いが、知事が特に必要と認める事業(知事特認事業)により、実施が可能である。(計画承認を受ける必要がある)
問い合わせ先	農業振興部 畜産振興課 〒780-0850 高知市丸ノ内1-7-52 TEL088-821-4810 FAX821-4578

名称	漁業集落環境整備事業
対象団体	都道府県、市町村
対象事業	漁港機能の増進と漁業集落等における生活環境の改善を総合的に図るため、以下の事業を行う。 ・漁業集落道整備 ・水産飲雑用水施設整備 ・漁業集落排水施設整備 ・防災安全施設整備 ・緑地・広場施設整備 ・地域資源利活用基盤施設整備 ・土地利用高度化再編整備 ・用地整備 ・特認事業
助成額	事業費の11%を県が嵩上げ補助
助成率	国費:1/2、県:事業費の11%、残り市町村負担
特記事項	事業の採択要件 ①対象集落要件 ・漁業依存度又は漁家比率1位の漁業集落 等 ②人口要件 ・対象集落の規模が300人以上5,000人以下 等 ③事業費要件 ・全体事業費が30百万円以上のもの
問い合わせ先	海洋部漁港課 780-0850 高知市丸ノ内1-7-52 TEL088-821-4837

名称	物部川水源の森整備事業費補助金
対象団体	香美市、香南市
対象事業	(1) 間伐事業 杉田ダムの上流に位置する香美市並びに香南市の私有林の人工林において実施される切り捨て、または、巻き枯らしによる間伐事業とし、高知県森林部が所管する高知県造林事業補助金交付要綱及び高知県緊急間伐総合支援事業費補助金交付要綱に基づき申請され、採択がなされたもの。 (2) 有害鳥獣捕獲事業 杉田ダム上流域において実施されるニホンジカの捕獲事業に対する報償金とし、高知県政策企画部が所管する高知県鳥獣被害緊急対策事業費補助金交付要綱第2条の有害鳥獣捕獲対策事業により、当該年度の4月1日から11月14日の間に実施されたもの。
助成率	(1) 間伐事業 標準事業費の10分の1以内 (2) 有害鳥獣捕獲事業 ニホンジカの捕獲報償金は1頭あたり2,000円
問い合わせ先	高知県公営企業局 総務課 〒780-0850 高知市丸ノ内1丁目7番52号 TEL 088-821-4937 FAX 088-821-4626 E-mail 610201@ken.pref.kochi.lg.jp

名称	公益信託こうちNPO地域社会づくりファンド	公益信託こうちNPO地域社会づくりファンド 【地域社会づくりハード整備事業助成コース】
対象団体	社会貢献活動を継続的に行う法人その他の団体	高知県内において社会貢献活動を継続的に行う非営利の法人その他の団体
対象事業	<p>(1)地域社会の発展に役立つに掲げる社会貢献活動を対象とします。ただし、宗教的・政治的宣伝意図を有するもの及び営利を目的としたものは除きます。</p> <p>①保健、医療又は福祉の増進を図る活動 ②社会教育の推進を図る活動 ③まちづくりの推進を図る活動 ④学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動 ⑤環境の保全を図る活動 ⑥災害救援活動 ⑦地域安全活動 ⑧人権の擁護又は平和の推進を図る活動 ⑨国際協力の活動 ⑩男女共同参画社会の形成の促進を図る活動 ⑪子どもの健全育成を図る活動 ⑫情報化社会の発展を図る活動 ⑬科学技術の振興を図る活動 ⑭経済活動の活性化を図る活動 ⑮職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動 ⑯消費者の保護を図る活動</p> <p>(2)(1)に掲げる公共サービスを直接的に向上させる活動</p>	<p>下記の(1)～(6)のいずれかに該当するものとし、施設等の新設、改修、保全等を行うハードの整備事業を対象とします。調査事業及び住民活動等のソフト事業は本助成コースの対象となりません。また、宗教的・政治的宣伝意図を有するものおよび営利を目的としたものは除きます。</p> <p>(1)街並み景観に配慮したファサード(建築物の正面の外観)の改修、植栽やフラワーボットの設置等の緑化活動、その他景観形成に役立つと認められる事業 (2)シンボル施設の整備、モニュメント(記念碑)の設置、ライトアップ設備の整備、その他まちの魅力アップに役立つと認められる事業 (3)伝統文化継承のための資料館等の整備や地域の伝統的な町家、歴史的建築物(倉庫、蔵、住宅等)の保全・改修、その他伝統文化の継承・歴史的施設の保全に役立つと認められる事業 (4)観光土産品の販売施設整備、観光振興のための案内板の設置、その他観光振興に役立つと認められる事業 (5)防犯カメラ、防犯灯、カーブミラーの設置、バリアフリー化のためのスロープの整備、その他安心安全なまちづくりに役立つと認められる事業 (6)その他、良好なまちづくりに役立つと認められる事業</p>
助成額	<ul style="list-style-type: none"> ・助成対象団体の対象活動に要する費用 費用総額の2分の1以内かつ50万円以内 ・新たに活動を始めようとする団体の立ち上げ費用 費用総額の2分の1以内かつ25万円以内 	<ul style="list-style-type: none"> ・総事業費の8割以内で、上限200万円 一つの団体等がこの助成コースから受けることのできる助成は1回限りです。 同一年度に、この助成コースと通常の活動助成コース(上限50万円、団体立ち上げ25万円)の両方から助成を受けることはできません。
助成率	上記の助成額欄に記載	上記の助成額欄に記載
特記事項	<p>所定の助成金給付申請書に必要事項を記入のうえ、下記の問い合わせ先へ送付してください。</p> <p>助成金給付申請書は、高知県内の四国銀行本・支店及び出張所で配布しています。</p> <p>申請書の受付期間:毎年1月4日～2月15日</p>	<p>所定の助成金給付申請書、計画案説明書(任意様式)＝整備する施設等の簡単な図面、位置図等、団体の定款または規約、前年度の会計の収支表(以上必須)。今までの活動実績がわかる書類(任意)を添え、下記の問い合わせ先へ送付してください。</p> <p>助成金給付申請書は、高知県内の四国銀行本・支店及び出張所で配布しています。</p> <p>申請書の受付期間:毎年1月4日～2月15日</p>
問い合わせ先	<p>公益信託「こうちNPO地域社会づくりファンド」受託者 ㈱四国銀行お客さまサポート部担当</p> <p>TEL088-871-2226 FAX088-822-4934</p> <p>〒780-8605 高知市南はりまや町1-1-1</p>	<p>公益信託「こうちNPO地域社会づくりファンド」受託者 ㈱四国銀行お客さまサポート部担当</p> <p>TEL088-871-2226 FAX088-822-4934</p> <p>〒780-8605 高知市南はりまや町1-1-1</p>

中 小 企 業 等 特 別 融 資 制 度		
	環境保全促進融資	産業活性化融資 (ISO)
対象企業	<ul style="list-style-type: none"> ● 公害防止施設の設置等環境保全に対して積極的な取組をする中小企業者 ● 産業廃棄物等処理業者 ● リサイクル関連産業を営む中小企業者、及びリサイクル関連設備を設置する中小企業者 ● 省エネルギー施設又は石油代替エネルギーを使用する施設を設置する中小企業者 ● 石綿飛散防止のために施設・設備の改善等を行う中小企業者 <p>○ 県税を滞納していないこと (○ 必ず該当 ● いずれかに該当)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ ISOの認証を取得しようとする者で、次のいずれかに該当する中小企業者 (ア) 認証取得のために施設、設備を設置又は改修を行う中小企業者 (イ) 認証取得のための審査登録費用を要する中小企業者 (ウ) 認証取得のためのコンサルタント費用を要する中小企業者 <p>○ 県税を滞納していないこと</p>
資金用途	設備資金 (石綿飛散防止対策のみ、運転資金も可)	設備資金 運転資金
貸付限度額	1億円(うち運転資金は3,000万円)	3,000万円
償還期間	設備15年以内(うち据置3年以内) 運転7年以内(うち据置1年以内)	設備7年以内(うち据置1年以内) 運転5年以内(うち据置1年以内)
利息	3.07%(変動) (保証料) 0.21% ~ 1.07%	2.87%(変動) (保証料) 0.21% ~ 1.07%
問い合わせ先	高知県経営支援課 電話 (088) 823-9695 〒780-8570 高知市丸の内1-2-20	